

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日京都市条例第65号）（行
財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 軽自動車税

- (1) 環境性能割を廃止することに伴い、所要の規定整備を行います。
- (2) 自動車又は軽自動車の持出しが困難な区域において、当該区域を指定する旨の公示があった日（以下「指定日」といいます。）から当該区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該区域内にあった軽自動車等で、同日から2月以内に使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する引取業者に引き渡す等した軽自動車等については、当該軽自動車等に係る指定日以後、軽自動車税を課税しないこととする特例措置を講じます。

2 その他

上記の改正は、令和8年4月1日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市条例第65号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第69条)」を「第70条)」に、

「

第2款 環境性能割

第1目 課税標準及び税率（第69条の2～第69条の4）

第2目 申告納付並びに更正及び決定等（第69条の5～第69条の13）

第3款 種別割

第1目 税率（第70条）

第2目 賦課及び徴収（第71条～第81条の2）

を

」

「第2款 賦課及び徴収（第71条～第81条の2）」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「法第458条第2項、」を削り、同項第2号及び第3号中「第69条の6第1項、」を削り、同項第5号中「第69条の7第2項、」を削り、同項第6号中「法第458条第2項、」を削る。

第67条の2中「、環境性能割、種別割」を削る。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その定置場所在地において、その所有者に課する。

第68条第2項本文中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第2章第3節第2款を削る。

第2章第3節第3款の款名並びに同款第1目及び第2目の目名を削る。

第70条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第2款 賦課及び徴収

第71条（見出しを含む。）、第72条（見出しを含む。）、第73条（見出しを含む。）、第74条の見出し並びに同条第1項前段及び第3項、第75条の見出し、第76条第2項、第78条第2項、第81条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項並びに第81条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16条の4の2から第16条の4の6までを削る。

附則第16条の5（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第16条の6の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第463条の20」を「第453条」に改める。

附則第26条及び第27条を次のように改める。

第26条 削除

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の軽自動車等に対する軽自動車税の特例）

第27条 法附則第58条第1項第2号又は第3号に該当するものとして同項の規定の適用を受ける軽自動車、同条第2項第2号又は第3号に該当するものとして同項の規定の適用を受ける二輪自動車等及び同条第3項第2号又は第3号に該当するものとして同項の規定の適用を受ける小型特殊自動車は、第68条第1項の規定の適用については、当該軽自動車、二輪自動車等及び小型特殊自動車に係る法附則第54条第1項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後第68条第1項の軽自動車等でなかったものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（経過措置）

第3条 改正後の条例附則第27条の規定の適用については、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第52条第2項第1号の規定による自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した自動車持出困難区域にあつては、平成23年3月11日）は、地方税法附則第54条第1項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなす。

（行財政局税務部税制課）